

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月13日（令和6年（行情）諮問第691号及び同第694号）

答申日：令和6年10月25日（令和6年度（行情）答申第532号及び同第533号）

事件名：行政文書ファイル「平成17年度決定2」につづられた文書の一部開示決定に関する件
行政文書ファイル「平成17年度決定8」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書23（以下、本件請求文書1に係るものを「本件対象文書1」、本件請求文書2に係るものを「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年3月4日付け防官文第4411号及び同月18日付け防官文第5934号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(5) 他にも文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書の漏れがないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件請求文書1に該当する行政文書として、「行政文書開示決定通知書（平成17年3月28日付け防官文第2357号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1100号。平成17年8月3日）」のみ。）」（以下「先行開示文書1」という。）及び別紙の2（1）に掲げる16文書（本件対象文書1）を特定し、本件請求文書2に該当する行政文書として、「行政文書開示決定通知書（平成17年9月7日付け防官文第6859号及び同第6860号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第552号。平成18年3月7日）」のみ。）」（以下、「先行開示文書2」といい、先行開示文書1と併せて「先行開示文書」という。）及び別紙の2（2）に掲げる7文書（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月29日付け防官文第6494号及び同第6497号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分を行った後、令和6年3月4日付け防官文第4411号及び同月18日付け防官文第5934号により、本件対象文書について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1ないし別表23のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (5) 審査請求人は、「他にも文書がないか確認を求める」としているが、先行開示文書及び本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月13日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第691号及び同第694号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月24日 審議（同上）
- ④ 同年10月18日 令和6年（行情）諮問第691号及び同第694号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当する

として不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求は、行政文書ファイル「平成17年度決定2」及び「平成17年度決定8」（以下、併せて「本件ファイル」という。）につづられた文書の全ての開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年1月29日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書及び先行開示文書を特定した。

イ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書及び先行開示文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び先行開示文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示請求者の氏名等について

別表1ないし別表23の通番1の不開示部分には、開示請求者又は異議申立人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号及び印影が記載されていることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 内線番号について

ア 別表 2，別表 5 及び別表 8 ないし別表 2 3 の通番 2 並びに別表 3，別表 4，別表 6 及び別表 7 の通番 3 の不開示部分には，防衛庁の内線番号が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は，一般に公開されていない情報であり，これを公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので，不開示とした。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると，当該各部分を公にすることにより，いたずらや偽計等に使用され，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く，これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると，当該各部分は，法 5 条 6 号柱書きに該当し，不開示としたことは妥当である。

(3) 起案者，決裁者及び担当者の氏名並びに職名等について

ア 別表 2，別表 5 及び別表 8 ないし別表 2 3 の通番 3 並びに別表 3，別表 4，別表 6 及び別表 7 の通番 2 に掲げる不開示部分には，防衛庁において作成された文書に係る起案者，決裁者及び担当者の氏名並びに職名等が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると，特定部署内の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり，そうすると，対象となった職員が萎縮するなど，個人の権利利益を害するおそれ，さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執拗に開示請求等が行われ，防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，不開示とした。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると，本件については，当該各部分を公にすることにより，特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり，防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く，これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると，当該各部分は，法 5 条 6 号柱書きに該当し，同条 1 号

について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 行政文書ファイル（平成17年度決定2）につづられた文書の全て【本件請求文書1】
- (2) 行政文書ファイル（平成17年度決定8）につづられた文書の全て【本件請求文書2】

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1（原処分1）

- ア 文書1 決定書の謄本の送達について（防人1第6435号。17.8.19）
- イ 文書2 行政文書開示決定通知書（平成16年3月15日付け防官文第2214号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- ウ 文書3 行政文書開示決定通知書（平成17年3月28日付け防官文第2357号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1100号。平成17年8月3日）」を除く。）
- エ 文書4 行政文書開示決定通知書（平成15年6月2日付け防官文第4540号）による開示決定処分に係る異議申立てについて
- オ 文書5 行政文書不開示決定通知書（平成15年2月19日付け防官文第1139号）による存否応答拒否処分に係る異議申立てについて
- カ 文書6 行政文書開示決定通知書（16.1.20防官文第360号及び16.2.4防官文第866号）による開示決定に係る異議申し立てについて
- キ 文書7 行政文書開示決定通知書（15.3.14防官文第1791号，15.4.17防官文第3892号，15.5.30防官文第4956号，15.7.23防官文第6315号，16.2.4防官文第865号，16.5.27防官文第5047号）による開示決定に係る異議申し立てについて
- ク 文書8 行政文書開示決定通知書（平成16年6月28日付け防官文第5857号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- ケ 文書9 行政文書不開示決定通知書（平成15年1月6日付け防官

- 文第12号及び平成15年4月14日付け防官文第3760号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- コ 文書10 行政文書不開示決定通知書(平成14年12月16日付け防官文第10260号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて
 - サ 文書11 行政文書開示決定通知書(平成14年11月15日付け防官文第9558号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
 - シ 文書12 行政文書開示決定通知書(平成14年10月18日付け防官文第8781号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
 - ス 文書13 行政文書不開示決定通知書(平成15年2月19日付け防官文第1138号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて
 - セ 文書14 行政文書開示決定通知書(平成15年2月3日付け防官文第657号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
 - ソ 文書15 行政文書開示決定通知書(平成14年10月9日付け防官文第8541号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
 - タ 文書16 行政文書開示決定通知書(平成14年10月7日付け防官文第8481号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

(2) 本件対象文書2(原処分2)

- ア 文書17 行政文書開示決定通知書(防官文第1586号。平成17年3月7日)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- イ 文書18 行政文書開示決定通知書(防官文第2360号。平成17年3月28日)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて
- ウ 文書19 行政文書開示決定通知書(平成17年3月7日付け防官文第1580号, 1581号, 1583号)による不開示決定等に係る異議申立てについて
- エ 文書20 行政文書開示決定通知書(防官文第2359号。平成17年3月28日)による一部開示決定処分に係る異議申し立てについて
- オ 文書21 行政文書開示決定通知書平成17年6月14日付け防官文第4734号による開示決定に係る異議申し立てについて

- カ 文書 2 2 行政文書開示決定通知書（平成 1 7 年 6 月 3 0 日付け防官文第 5 2 4 2 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて
- キ 文書 2 3 行政文書開示決定通知書（平成 1 7 年 9 月 7 日付け防官文第 6 8 5 9 号及び同第 6 8 6 0 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 5 5 2 号。平成 1 8 年 3 月 7 日）」を除く。）

別表1（文書1 決定書の謄本の送達について（防人1第6435号。17.8.19））

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

別表2（文書2 行政文書開示決定通知書（平成16年3月15日付け防官文第2214号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、2枚目、16枚目及び19枚目のそれぞれ一部（16枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	11枚目及び13枚目から15枚目までのそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	11枚目及び13枚目から15枚目までのそれぞれ一部（内線番号を除く。） 16枚目の印影	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5

		条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--------------------------

別表3（文書3 行政文書開示決定通知書（平成17年3月28日付け防官文第2357号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第1100号。平成17年8月3日）」（先行開示文書1）を除く。））

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 5枚目, 8枚目, 14枚目, 19枚目及び23枚目から26枚目までのそれぞれ一部(23枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	6枚目及び20枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。) 23枚目の担当者氏名	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	6枚目, 20枚目及び23枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

※枚数の表記は, 平成31年3月29日付け防官文第6494号で決定した「答申書の交付について（府情個第1100号。平成17年8月3日）」（先行開示文書1）を除いて記載している。

別表4（文書4 行政文書開示決定通知書（平成15年6月2日付け防官文第4540号）による開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 17枚目, 35枚目, 36枚目, 42枚目から45枚目まで及び54枚目のそれぞれ一部(17枚目の印影並びに42枚目の担当者氏名及び内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	15枚目, 16枚目及び40枚目のそれぞれ一部(15枚目及び40枚目の内線番号を除く。) 17枚目の印影及び42枚目の担当者氏名	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	15枚目, 40枚目及び42枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表5（文書5 行政文書不開示決定通知書（平成15年2月19日付け防官文第1139号）による存否応答拒否処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 13枚目, 16枚目及び21枚目のそれぞれ一部(16枚目の印影を除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, な

		お個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	10枚目及び11枚目のそれぞれ一部(10枚目の内線番号を除く。) 16枚目の印影	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表6 (文書6 行政文書開示決定通知書(16. 1. 20防官文第360号及び16. 2. 4防官文第866号)による開示決定に係る異議申し立てについて)

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 12枚目, 13枚目, 23枚目, 26枚目, 29枚目, 30枚目, 37枚目及び47枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	22枚目の一部(内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることによ

		り、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	2 2枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表7（文書7 行政文書開示決定通知書（15. 3. 14防官文第1791号，15. 4. 17防官文第3892号，15. 5. 30防官文第4956号，15. 7. 23防官文第6315号，16. 2. 4防官文第865号，16. 5. 27防官文第5047号）による開示決定に係る異議申し立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目，3枚目，16枚目，17枚目，30枚目，31枚目，42枚目，43枚目，55枚目，56枚目，65枚目，66枚目，75枚目，78枚目，81枚目，84枚目，87枚目，90枚目，93枚目から98枚目まで，109枚目，123枚目，135枚目，147枚目，156枚目及び165枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
2	74枚目の一部（内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることによ

		り、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	74枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表8（文書8 行政文書開示決定通知書（平成16年6月28日付け防官文第5857号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、2枚目、10枚目、13枚目、15枚目、22枚目、30枚目及び31枚目のそれぞれ一部（13枚目及び15枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	11枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	11枚目及び12枚目のそれぞれ一部（11枚目の内線番号を除く。） 13枚目及び15枚目のそれ	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることによ

	<p>ぞれ印影</p>	<p>り、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
--	-------------	-----------------------------------------------------------------

別表9（文書9 行政文書不開示決定通知書（平成15年1月6日付け防官文第12号及び平成15年4月14日付け防官文第3760号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	<p>2枚目, 3枚目, 12枚目, 14枚目及び20枚目から23枚目までのそれぞれ一部（12枚目の印影を除く。）</p>	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
2	<p>10枚目の内線番号</p>	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
3	<p>10枚目及び11枚目のそれぞれ一部（10枚目の内線番号を除く。）</p> <p>12枚目の印影</p>	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>

別表10（文書10 行政文書不開示決定通知書（平成14年12月16日付け防官文第10260号）による不開示決定処

分に係る異議申立てについて)

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 12枚目, 15枚目及び20枚目のそれぞれ一部(12枚目及び15枚目の印影を除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	10枚目, 11枚目及び13枚目のそれぞれ一部(10枚目の内線番号を除く。) 12枚目及び15枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表11 (文書11 行政文書開示決定通知書(平成14年11月15日付け防官文第9558号)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて)

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 12枚目, 15枚目, 20枚目及び21枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当す

		るため不開示とした。
2	10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	10枚目及び11枚目のそれぞれ一部（10枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表12（文書12 行政文書開示決定通知書（平成14年10月18日付け防官文第8781号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目、3枚目、12枚目、15枚目及び20枚目のそれぞれ一部（12枚目及び15枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当

		するため不開示とした。
3	10枚目, 11枚目及び13枚目のそれぞれ一部(10枚目の内線番号を除く。) 12枚目及び15枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表13 (文書13 行政文書不開示決定通知書(平成15年2月19日付け防官文第1138号)による不開示決定処分に係る異議申立てについて)

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 12枚目, 15枚目, 20枚目及び21枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	10枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	10枚目, 11枚目及び13枚目のそれぞれ一部(10枚目の内線番号を除く。)	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5

		条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--------------------------

別表14（文書14 行政文書開示決定通知書（平成15年2月3日付け防官文第657号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 13枚目, 16枚目, 24枚目及び25枚目のそれぞれ一部(13枚目及び16枚目の印影を除く。)	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができ, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
2	11枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	11枚目及び12枚目のそれぞれ一部(11枚目の内線番号を除く。) 13枚目及び16枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う行政事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表15（文書15 行政文書開示決定通知書（平成14年10月9日付け防官文第8541号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2枚目, 3枚目, 13枚目,	個人に関する情報であり, 特定の

	1 6 枚目， 2 2 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ一部（1 3 枚目及び 1 6 枚目の印影を除く。）	個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	1 1 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
3	1 1 枚目， 1 2 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部（1 1 枚目の内線番号を除く。） 1 3 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。

別表 1 6（文書 1 6 行政文書開示決定通知書（平成 1 4 年 1 0 月 7 日付け防官文第 8 4 8 1 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2 枚目， 3 枚目， 1 4 枚目， 1 7 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部（1 4 枚目及び 1 7 枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	1 2 枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることに

		より、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	12枚目、13枚目及び15枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。） 14枚目及び17枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表17（文書17 行政文書開示決定通知書（防官文第1586号。平成17年3月7日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、2枚目、17枚目、31枚目及び35枚目のそれぞれ一部（17枚目及び31枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	15枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	15枚目、16枚目及び36枚目のそれぞれ一部（15枚	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利

	<p>目の内線番号を除く。)</p> <p>17枚目及び31枚目のそれぞれ印影</p>	<p>益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
--	---------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表18 (文書18 行政文書開示決定通知書(防官文第2360号。平成17年3月28日)による一部開示決定処分に係る異議申立てについて)

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	<p>1枚目, 2枚目, 11枚目, 14枚目及び24枚目のそれぞれ一部(11枚目及び14枚目の印影を除く。)</p>	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
2	<p>9枚目の内線番号</p>	<p>国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
3	<p>9枚目, 10枚目及び25枚目のそれぞれ一部(9枚目の内線番号を除く。)</p> <p>11枚目及び14枚目のそれぞれ印影</p>	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>

別表19（文書19 行政文書開示決定通知書（平成17年3月7日付け
防官文第1580号，1581号，1583号）に
よる不開示決定等に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目，2枚目，17枚目， 18枚目，31枚目，32枚 目，45枚目，59枚目，7 2枚目，83枚目から85枚 目まで及び171枚目から1 73枚目までのそれぞれ一部 （45枚目，59枚目及び7 2枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり，特定の 個人を識別することができ，又は特 定の個人を識別することはできな い，これを公にすることにより，な お個人の権利利益を害するおそれ があることから，法5条1号に該当す るため不開示とした。
2	43枚目，90枚目，136 枚目及び155枚目のそれぞ れ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する 情報であり，これを公にすること により，偽計等の対象とされ，緊急時 あるいは必要な部外との連絡・調整 に支障を来すなど，当該事務の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがある ことから，法5条6号柱書きに該当 するため不開示とした。
3	43枚目，44枚目，90枚 目，136枚目及び155枚 目のそれぞれ一部（43枚 目，90枚目，136枚目及 び155枚目の内線番号を除 く。） 45枚目，59枚目及び72 枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり，これを 公にすることにより，個人の権利利 益を害するおそれがあるとともに， 国の機関が行う行政事務に関する情 報であり，これを公にすることによ り，当該事務の適正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあることから，法5 条1号及び6号柱書きに該当するた め不開示とした。

別表20（文書20 行政文書開示決定通知書（防官文第2359号。平
成17年3月28日）による一部開示決定処分に係
る異議申し立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目，2枚目，10枚目， 12枚目及び20枚目のそれ ぞれ一部（12枚目の印影を	個人に関する情報であり，特定の 個人を識別することができ，又は特 定の個人を識別することはできない

	除く。)	が、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	8枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	8枚目、9枚目及び21枚目のそれぞれ一部（8枚目の内線番号を除く。） 12枚目の印影	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表21（文書21 行政文書開示決定通知書平成17年6月14日付け
防官文第4734号による開示決定に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目、2枚目、13枚目、16枚目及び22枚目のそれぞれ一部（13枚目及び16枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	12枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整

		に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	12枚目及び14枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。） 13枚目及び16枚目のそれぞれ印影	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表22（文書22 行政文書開示決定通知書（平成17年6月30日付け防官文第5242号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目，2枚目，11枚目，18枚目及び22枚目のそれぞれ一部（22枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	9枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	9枚目，10枚目及び25枚目のそれぞれ一部（9枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情

	2 2 枚目の印影	報であり，これを公にすることにより，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	-----------	--------------------------------------------------------------------------

別表23（文書23 行政文書開示決定通知書（平成17年9月7日付け防官文第6859号及び同第6860号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第552号。平成18年3月7日）」（先行開示文書2）を除く。））

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	1枚目，2枚目，9枚目，10枚目，17枚目，18枚目，21枚目，23枚目，30枚目，31枚目，37枚目，40枚目，42枚目，43枚目及び45枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
2	19枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，偽計等の対象とされ，緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	19枚目及び49枚目から51枚目までのそれぞれ一部（19枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う行政事務に関する情報であり，これを公にすることにより，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

※枚数の表記は，平成31年3月29日付け防官文第6497号で決定し

た「答申書の交付について（府情個第552号。平成18年3月7日）」
（先行開示文書2）を除いて記載している。